

# 第52期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)

株式会社サダマツ

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.b-sophia.co.jp/IR/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称・・・・・・・・台湾貞松股份有限公司

D&Q JEWELLERY Co., Ltd.

維瓊國際有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社維瓊國際有限公司及び台湾貞松股份有限公司の決算日は連結決算日と一致しております。

在外連結子会社D&Q JEWELLERY Co., Ltd. の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・・・・個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料・・・・移動平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品・・・・最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(注)貯蔵品は流動資産の「その他」に含まれております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定率法（リース資産除く）（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法）を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～17年
機械及び装置	5年～10年
工具器具備品	2年～20年

- ② 無形固定資産・・・ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（リース資産除く）（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用・・・均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費・・・社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の

包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 — 金利スワップ

ヘッジ対象 — 借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

特例処理になっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直した結果、退職給付見込額の期間帰属方法については期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法については、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しています。

なお、当該変更による損益等への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 657,477千円

2. 担保に供している資産

投資有価証券 79,154千円

当社が出店しております株式会社新天町商店街公社（福岡市）との店舗賃貸借契約の定めにより、当社が所有する株式会社新天町商店街公社の株式を担保提供しております。

なお、上記に対する債務はありません。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。なお、貸出コミットメント契約には財務制限条項が付されております。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,650,000千円
借入実行残高	1,450,000千円
差引額	1,200,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	11,387,000	—	—	11,387,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	135,819	1,045	—	136,864

(注) 普通株式の自己株式の増加1,045株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月27日 定時株主総会	普通株式	22,502	2.00	平成26年8月31日	平成26年11月28日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	22,500	2.00	平成27年8月31日	平成27年11月27日

5. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 268,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の資金計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、資金運用については、短期的な安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブ取引については、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資等の長期資金計画に基づく資金調達目的としたものであります。長期借入金の一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について、取引先の状況等を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の金利変動リスクを回避するため固定金利による借入及び金利スワップ取引をしております。

③資金調達に係る流動性リスク

当社は、経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に

算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	625,607	625,607	—
(2) 受取手形及び売掛金	778,234	778,234	—
(3) 投資有価証券	2,778	2,778	—
(4) 差入保証金	3,758	3,717	△40
資産計	1,410,379	1,410,338	△40
(1) 支払手形及び買掛金	721,640	721,640	—
(2) 短期借入金	1,450,000	1,450,000	—
(3) 未払金及び未払費用	501,531	501,531	—
(4) 未払法人税等	11,997	11,997	—
(5) 社債	150,000	150,532	532
(6) 長期借入金	1,891,820	1,891,626	△193
(7) リース債務	154,056	148,908	△5,147
負債計	4,881,046	4,876,238	△4,808
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価格により算定しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定された利率で割引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

上記 (6) 参照

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式(*1)	95,354
差入保証金(*2)	499,666

(\*1) 非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(\*2) 賃借物件において預託している差入保証金の一部については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	625,607	—	—	—
受取手形及び売掛金	778,234	—	—	—
差入保証金	3,758	—	—	—
合計	1,407,601	—	—	—



(注) 4. 社債及び長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	100,000	50,000	—	—	—

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	661,674	566,885	384,913	229,712	48,636

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	43,146	39,573	33,605	25,829	11,901

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 129円14銭
2. 1株当たり当期純利益 1円34銭

(重要な後発事象に関する注記)

#### 第8回新株予約権の発行

平成27年9月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

#### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

経営改革の一環としての役員報酬体系の見直しに伴い、取締役及び監査役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的として、当社の取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を次の要領により発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社サダマツ第8回新株予約権

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式19,000株とする。

ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。なお、付与株式数は、下記（6）に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

19個とする。

上記の総数は割当予定数であり、申込みの数が割当予定数に満たない場合等には、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び割当数

① 当社取締役 3名（17個）

② 当社監査役 1名（2個）

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 249,760円

（1株当たり 249.76円）

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、付与対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権を割り当てる日

平成27年10月19日

(7) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成27年10月19日

(8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受

けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(9) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月20日から平成57年10月19日まで

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は監査役の地位にある場合においても、平成56年10月15日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

② 上記に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、下記（14）に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(12) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「(9) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(9) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(12) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(15) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(16) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを下記(17)に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記(18)に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(17) 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部

(又はその時々における当該業務担当部署)

(18) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

東京都渋谷区渋谷一丁目二十四番十六号

(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

(その他の注記)

該当事項はありません。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・・・・・・・・・・個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(注)貯蔵品は流動資産の「その他」に含まれております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産・・・・・・・・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定率法（リース資産除く）

法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については旧定額法）を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～17年

工具器具備品 2年～20年

#### (2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用・・・・・・・・均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費・・・・・・・・社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

### 5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法・・・・・・・・特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・・・・・ヘッジ手段 — 金利スワップ  
ヘッジ対象 — 借入金の利息

(3) ヘッジ方針・・・・・・・・金利の変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価・・・・・・・・特例処理になっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### 6. その他計算書類の作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直した結果、退職給付見込額の期間帰属方法については期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法については、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しています。

なお、当該変更による損益等への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 573,295千円

2. 担保に供している資産

投資有価証券 79,154千円

当社が出店しております株式会社新天町商店街公社(福岡市)との店舗賃貸借契約の定めにより、当社が所有する株式会社新天町商店街公社の株式を担保提供しております。

なお、上記に対する債務はありません。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。なお、貸出コミットメント契約には、財務制限条項が付されております。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,650,000千円
借入実行残高	1,450,000千円
差引額	1,200,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 197,212千円

短期金銭債務 302千円

長期金銭債権 43,197千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高	67,776千円
(2) 仕入高	129,782千円
(3) 営業取引以外の取引高	20千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 の株式数 (株)
普通株式	135,819	1,045	—	136,864

(注) 普通株式の自己株式の増加1,045株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産 (流動)	
未払事業税	958千円
賞与引当金繰入限度超過額	9,849千円
貸倒引当金繰入限度超過額	392千円
未払金 (社会保険料)	1,477千円
商品評価損	4,559千円
繰延税金資産 (固定)	
投資有価証券評価損否認額	4,809千円
退職給付引当金繰入限度超過額	54,935千円
貸倒引当金繰入限度超過額	10,331千円
減損損失	16,152千円
株式報酬費用	6,763千円
子会社株式評価損否認額	7,909千円
繰延税金資産小計	118,137千円
評価性引当額	△43,804千円
繰延税金資産計	74,333千円
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	195千円
繰延税金負債計	195千円
繰延税金資産の純額	74,137千円

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.38%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は7,927千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松隆弥	—	—	当社の代表 取締役社長	(被所有) 直接17.00	—	店舗賃貸借 契約に対する 連帯保証 (注)	—	—	—

（注）当社は、店舗賃貸借契約に対して、当社店舗数87店舗（平成27年8月31日現在）のうち、代表取締役社長貞松隆弥に1店舗の連帯保証を受けております。なお、当該連帯保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

## 2. 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	D&Q JEWELLERY Co., Ltd.	16,084百万 ベトナムドン	製造業	(所有) 直接100.00	役員の兼任	製品の製造・加工委託	128,853	売掛金 未収入金	147,298 35,910
子会社	台湾貞松股份有限公司	6,000万 台湾元	小売業	(所有) 直接100.00	役員の兼任	商品の卸売 商品の仕入	67,776 928	売掛金 未収入金 未払金	13,982 20 302
子会社	維瓊國際有限公司	1,500万 台湾元	小売業	(所有) 直接96.67	役員の兼任	—	—	長期 未収入金	43,197

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等は一般取引条件等を考慮して決定しております。  
 3. 維瓊國際有限公司への長期未収入金に対し、32,226千円の貸倒引当金を計上しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 123円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 5円16銭   |

### (重要な後発事象に関する注記)

#### 第8回新株予約権の発行

平成27年9月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しました。

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

経営改革の一環としての役員報酬体系の見直しに伴い、取締役及び監査役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的として、当社の取締役及び監査役(社外監査役を除く)に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を次の要領により発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社サダマツ第8回新株予約権

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式19,000株とする。

ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。なお、付与株式数は、下記（6）に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

19個とする。

上記の総数は割当予定数であり、申込みの数が割当予定数に満たない場合等には、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び割当数

① 当社取締役 3名（17個）

② 当社監査役 1名（2個）

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 249,760円

（1株当たり 249.76円）

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、付与対象者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権を割り当てる日

平成27年10月19日

(7) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成27年10月19日

(8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(9) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年10月20日から平成57年10月19日まで

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は監査役の地位にある場合においても、平成56年10月15日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

② 上記に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、下記（14）に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(12) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
    - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「(9) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(9) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(12) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(15) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(16) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを下記(17)に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規



定に従い、現金にて下記（18）に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

（17）新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部

（又はその時々における当該業務担当部署）

（18）新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

東京都渋谷区渋谷一丁目二十四番十六号

（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

（連結配当規制適用会社に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。